

改 訂 後	改 訂 前
別表第1 核関連の物資 [1～17 略] 18 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 （1） <u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）に基づく<u>日本産業規格</u>（以下単に「<u>日本産業規格</u>」という。）C60079－0号（爆発性雰囲気中使用する電気機械器具―第0部：一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。） [（2） 略] [19～81 略] 別表第4 ミサイル関連の物質 [1～9 略] 10 推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、<u>日本産業規格</u>B1514－1号（転がり軸受―軸受の公差―第1部：ラジアル軸受）で定める精度が2級以上のもののうち、次の（1）から（3）までの全てに該当するもの [（1）～（3） 略] [11～61 略] 別表第5 武器関連の物資 [1～36 略] 37 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ISO3290（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード5以下の玉を除く。）	別表第1 核関連の物資 [1～17 同左] 18 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 （1） <u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）に基づく<u>日本工業規格</u>（以下単に「<u>日本工業規格</u>」という。）C60079－0号（爆発性雰囲気中使用する電気機械器具―第0部：一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。） [（2） 同左] [19～81 同左] 別表第4 ミサイル関連の物質 [1～9 同左] 10 推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、<u>日本工業規格</u>B1514－1号（転がり軸受―軸受の公差―第1部：ラジアル軸受）で定める精度が2級以上のもののうち、次の（1）から（3）までの全てに該当するもの [（1）～（3） 同左] [11～61 同左] 別表第5 武器関連の物資 [1～36 同左] 37 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ISO3290（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード5以下の玉を除く。）

(1) 玉軸受又はころ軸受であって、<u>日本産業規格</u> B 1514- 1 号 (転がり軸受—軸受の公差—第 1 部：ラジアル軸受) で定める精度が 4 級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの [(2) 略] [38～44 略] 45 ロボット ((5) から (7) までに該当するものは操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。) であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置、エンドエフェクター若しくは部分品 ((5) から (7) までに該当するものは別表第 1 に掲げるもの及びロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。) [(1) 略] (2) <u>日本産業規格</u> C 60079- 0 号で定める防爆構造のもの [(3) ～ (7) 略] [46～138 略]	(1) 玉軸受又はころ軸受であって、<u>日本工業規格</u> B 1514- 1 号 (転がり軸受—軸受の公差—第 1 部：ラジアル軸受) で定める精度が 4 級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの [(2) 同左] [38～44 同左] 45 ロボット ((5) から (7) までに該当するものは操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。) であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置、エンドエフェクター若しくは部分品 ((5) から (7) までに該当するものは別表第 1 に掲げるもの及びロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。) [(1) 同左] (2) <u>日本工業規格</u> C 60079- 0 号で定める防爆構造のもの [(3) ～ (7) 同左] [46～138 同左]
備考 表の [] の記載は任意のもの。	